

令和3年度山形県地域職業訓練実施計画

令和3年4月1日
山形労働局
山形県
独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構 山形支部

1 総則

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、山形労働局、公共職業安定所、山形県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な職業訓練の実施を図るものとする。

※公的職業訓練の内訳及び実施主体

イ 公共職業訓練

- ・山形県
- ・国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部〈ポリテクセンター山形〉）

ロ 求職者支援訓練

- ・国（山形労働局）

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

近年、日本経済は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢は着実に改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度第1四半期の国内生産において戦後最大の落ち込みが生じるなど、今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に一層注意する必要がある。

他方で、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、我が国の持続的な経済成長のためには、働き方改革の推進等を通じた非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、安全で健康に働くことができる職場づくり、柔軟な働き方がしやすい環境整備、人材育成の強化・人材確保対策の推進などにより、労働環境の整備・生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。こうした中、いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、様々な課題に直面している者がおり、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

このため、これらの課題等に的確に対応するため、離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、若者、女性、障害者、ひとり親、生活保護受給者や生活困窮者など多様な対象者に対し、それぞれの職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。高年齢者においても、年齢に関わりなく働き続けたいという生涯現役社会の実現に向け、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発を一層充実させていくことが求められている。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年度の新規求職者のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和2年11月末現在で14,773人であった。

そうした中、令和2年度の公的職業訓練の受講者数は、令和3年1月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）は640人であり、求職者支援訓練は183人であった。

また、令和2年度の就職率は、令和3年1月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が68.7%、委託訓練が60.9%、求職者支援訓練の基礎コースが56.4%、実践コースが54.6%であった。

注：就職率は、平成元年10月末から令和2年7月末までに修了した者の訓練修了後3カ月における雇用保険適用就職（公共職業訓練は雇用保険適用相当就職を含む）した者の割合。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする公的職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ訓練を実施する。

さらに、同時双方向型によるオンラインによる訓練の実施が可能となることから、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、オンラインによる訓練の実施を推進していくこととする。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、1,089人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、318人については、施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）として実施するものとする。施設内訓練のうち、30人については企業実習と座学を一体的に組み合わせた訓練（以下「日本版デュアルシステム」という。）として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、771人については、委託訓練として実施するものとする。

就職率は施設内訓練で80%、委託訓練で75%を目指す。

② 離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた多様な職業能力開発の機会を提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。

施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。

出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、託児サービス付き訓練コースの設定を促進し、早期就職を支援する。

③ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し訓練コースの見直しを行うほか、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因を分析しながら訓練コースの見直しを行うものとする。

また、安定的な雇用への移行を実現するためには、高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期的な訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

《山形県》施設内訓練（短期課程）

校 名	期 間	定員(人)	科 目 名
県立庄内職業能力開発センター	12 カ月	20	金属技術科

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》施設内訓練

校 名	定員(人)	科 目 名
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター)	298	NC生産システム科（橋渡し訓練付1カ月間）、NC生産システム科（短期デュアルシステムコース）（橋渡し訓練付1カ月間）、溶接施工科、福祉住環境サービス科、住宅デザイン施工科、電気設備技術科 ※訓練期間は6カ月間（NC生産システム科のみ1カ月＋6カ月間）
合 計	298	6科目（16コース）

《山形県》離転職者職業訓練（委託訓練）

訓 練 種 別	コース数	定員(人)	科 目 名
離転職者職業訓練 (長期高度人材育成 コース)	8	36	介護福祉士養成科 保育士養成科 ※訓練期間は24カ月間。
離転職者職業訓練 (知識等習得コース)	38	725	PC活用事務(OAシステム科)、OAビジネス活用科、OA経理事務科、事務系(経理実務科、医療事務科、不動産実務科)、介護系(介護サービス科)、その他(自由提案枠訓練コース160人分(託児3)、提案型訓練コース165人、予備コース100人分を含む。) (託児サービス付加訓練3コースを含む。) ※訓練期間は2～4カ月間。
デュアルシステム訓練	1	10	3カ月座学＋1カ月企業実習
合 計	47	771	複数年度跨ぎコース5コース、75人分を含む

(2) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、1,994人とする。このほか、民間人材を活用した企業の生産性向上のための支援については550人を対象とする。

② 在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれらに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

また、ポリテクセンター山形に設置した生産性向上人材育成支援センターによる在職者訓練のコーディネートや生産性向上に必要な生産管理、ネットワークやデータ処理等のIT利活用による業務改善や情報セキュリティ対策等を習得するための事業主支援等を行い、民間人材を活用した在職者向けの訓練の拡充により中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する。併せて中高年齢者の就業機会の確保に向けた訓練を実施する。

③ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練コースの設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

《山形県》在職者訓練（公開講座）

主に高度な技術の習得希望者や少人数制の研修希望者を対象。

校名	コース数	定員(人)	コース名
県立産業技術短期大学校	28	149	機械工学セミナー、生産改善・革新セミナー、IoTセミナー、他
県立産業技術短期大学校 庄内校	18	96	シーケンス制御入門、マシニングセンタ入門、3次元CAD入門、他
合計	46	245	

《山形県》在職者訓練（向上訓練）

主に技能検定等の資格取得希望者や新たな知識や技能・技術を習得したい希望者を対象。

校名	コース数	定員(人)	コース名
県立山形職業能力開発専門校	51	805	生産管理基礎、品質管理基礎、ビジネススキル基礎、エクセル活用、オーダーメイドコース、パソコン入門、エクセル基礎、会計の基礎、自営型テレワーク、他
県立庄内職業能力開発センター	4	124	アーク溶接特別教育(2コース)、造園工事作業の製作等作業試験対応、造園工事作業の判断等試験対応
合計	55	929	

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》

在職者訓練（能力開発セミナー）

中小企業等で働く方々を対象に、概ね2～5日のものづくり分野の職業訓練を実施。

校名	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター)	79	820	◎機械系 ◎電気・電子系 ◎居住系
合計	79	820	

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》

在職者訓練（生産性向上支援訓練）

中小企業等で働く方々を対象に、4～30時間の生産性向上支援訓練を実施。

校名	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター) (生産性向上人材育成支援センター)	—	550	◎生産性向上支援訓練 生産管理、品質管理、組織マネジメント、営業・販売、生涯キャリア形成、データ活用、バックオフィス 他
合計	—	550	

(3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、460人とする。

② 学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、新規高等学校卒業生等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

③ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練コースの見直しを行うものとする。学卒者訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るものとする。

《山形県》高度職業訓練（専門課程）

専門課程として新規学卒者等を対象とした高度職業訓練を実施する。

校名	コース数	定員(人)	コース名
県立産業技術短期大学校	7	250	【2年課程】 デジタルエンジニアリング科、メカトロニクス科、建築環境システム科、情報システム科、知能電子システム科、土木エンジニアリング

			科 【1年課程】 産業技術専攻科（社会人等対象）
県立産業技術短期大学校 庄内校	3	120	【2年課程】 生産エンジニアリング科、情報 通信システム科、IT 会計システム科
合 計	10	370	

《山形県》普通職業訓練（普通課程）

普通課程として中卒、高卒の新規卒業者を対象とした職業訓練を実施する。

校 名	コース 数	定員 (人)	訓 練 分 野
県立山形職業能力開発専門校	2	90	【2年課程】 自動車科（高卒）、建設技術科（中卒）
合 計	2	90	

（4）障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、41 人とする。

また、就職率は委託訓練で 55%を目指す。

② 障害者等に対する公共職業訓練の内容

民間企業等に対して委託する障害者委託訓練では、訓練受講対象となる障害者のニーズを把握し、各コースの定員の確保に努める。また、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するとともに、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

③ 障害者等に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、定員の充足状況や修了者の就職実績を検証しながら、訓練コースの見直しを行うものとする。

当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

《山形県》障害者等に対する公共職業訓練（委託訓練）

訓練種別	コース数	定員(人)	科目名
障害者対象職業訓練	3	21	パソコン基礎科 (民間教育訓練機関で実施) ※訓練期間は概ね2カ月または3カ月
	13	13	インターンシップコース(事業所で就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね1カ月～3カ月
	1	7	e-ラーニングコース(インターネットを利用して在宅訓練により、就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね3カ月
合計	17	41	

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者・自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模を837人とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

なお、新型コロナウイルスの影響により、雇用情勢の悪化が懸念されるため、短時間・短期間特例訓練の認定に努める。また、現状では、県内における訓練の受講申込者が増加しているとは言えない状況にあることも踏まえ、雇用情勢の動向等を踏まえてコースを柔軟に順次追加設定する。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定する。

その際、成長分野や新型コロナウイルス感染症等の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業する新卒者を含む若年層や生活困窮者等、就職氷河期世代で不安定な就労についている者や無業状態の者である対象者について、その特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。特に、出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、託児サービス付き訓練コースの設

定を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすいよう、短期間・短時間の訓練コースの設定を推進する。

・訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の概ね 19%程度

ロ 実践コース 訓練認定規模の概ね 81%程度

実践コースのうち、

介護系 実践コース全体の訓練認定規模の 25%程度

医療事務系 実践コース全体の訓練認定規模の 10%程度

情報系 実践コース全体の訓練認定規模の 10%程度

営業・販売・事務系 実践コース全体の訓練認定規模の 35%程度

その他の成長分野等 実践コース全体の訓練認定規模の 5%程度

分野別共有枠 実践コース全体の訓練認定規模の 15%程度

・上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

(新規参入枠) 基礎コース 上限値 30%

実践コース 上限値 30%

・山形県においては、特定求職者が県内各地域において、職業訓練を受ける機会、選択肢を十分確保するために、特定の地域・訓練実施機関に偏ることがないように、原則として、四半期ごとの認定における訓練実施機関の認定上限枠を設けることとする。

基礎コース 認定上限 1コース

定員上限 15人

実践コース 認定上限 1コース(系毎とする)

定員上限 15人(但し、介護系のみ20人)

※ なお、上記の認定上限枠については、訓練認定規模の定員に満たない場合等やむを得ない事情がある場合は、上限を超えて認定しても差し支えないこととする。

注1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する(ただし、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすくなるよう設定する短期間・短時間の訓練コースは、四半期にこだわらず受付期間を設定する。地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものである。申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定するものとする

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする

- 注2 一度認定されたものの開講されずに中止となった場合は、訓練コース分の余剰定員を同一年度内の同一分野での認定に振り替えることを可能とする。
- 注3 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野（「営業・販売・事務分野」などを含む）に振替を可能とする。
- 注4 実践コースへの申請が四半期ごとの各系における訓練認定規模を下回った場合は、余剰定員を同一認定期間内の他の系に振り替えることを可能とする。
また、第4四半期（必要と認める場合は、第3四半期も含む）に限っては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コースの繰越し分について、基礎コースと実践コース間の振り替えや、実践コースの他の分野への振り替えを可能とする。
- 注5 本計画において示した内容は、地域職業訓練実施計画において、次のイからロまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。
- イ 訓練認定規模を超えてはならないこと
 - ロ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないこととならないこと

求職者支援訓練定員

	定員 837人 ※内数として、就職氷河期対策実施分及び短時間・短期間の特例訓練を含む。
基礎コース（構成比 19%）	157
実践コース（構成比 81%）	680
介護系（構成比 25%）	170
医療事務系（構成比 10%）	68
情報系（構成比 10%）	68
営業・販売・事務系（構成比 35%）	238
その他（構成比 5%）	34
分野別共有枠（構成比 15%）	102

※ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、山形労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部のHPで周知する。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において公的職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、公的職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、山形労働局、山形県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

また、その際、訓練カリキュラム等の見直しを含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための不断の取組が必要である。

このため、令和3年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

また、公共職業能力開発施設は、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとし、さらに、山形労働局及びハローワークと連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

このほか、公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、関係機関とも連携の上、説明会等の様々な機会を活用して、周知を図る。